

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第4回）

議事録

1. 日時

令和5年9月25日（月）15：00～17：00

2. 開催方法

中央合同庁舎2号館（総務省）8階 第1特別会議室/WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

委員：

山内弘隆（武蔵野大学 経営学部 特任教授）、相田仁（東京大学 名誉教授）、大谷和子（株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長）、大橋弘（東京大学 副学長／公共政策大学院 教授／大学院 経済学研究科 教授）、関口博正（神奈川大学 経営学部 教授）、長田三紀（情報通信消費者ネットワーク）、林秀弥（名古屋大学大学院 法学研究科 教授）、藤井威生（電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授）、矢入郁子（上智大学 理工学部情報理工学科 教授）、山本隆司（東京大学大学院 法学政治学研究科 教授）、渡井理佳子（慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授）

ヒアリング対象者：

全国町村会 吉田隆行（会長／坂町 町長）

鳴川雅彦（坂町 情報政策監）

長崎県 大石賢吾（知事）

井手潤也（デジタル戦略課長）

村山健一（デジタル戦略課 参事）

高知県 濱田省司（知事）

徳重覚（総務部長）

坂田省吾（総務部 副部長）

本村優希（総務部 デジタル政策課長）

稚内市 工藤広（市長）

新井俊幸（稚内市 企画総務部 DX推進課長）

総務省：

渡辺総務副大臣、小森総務大臣政務官、竹内総務審議官、今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、堀内基盤整備促進課長、柳迫事業政策課調査官

#### 4. 配布資料

- 資料 4－1 第3回会合の主な意見
- 資料 4－2 長崎県提出資料
- 資料 4－3 稚内市提出資料
- 資料 4－4 全国町村会提出資料
- 資料 4－5 高知県提出資料
- 資料 4－6 ユニバーサルサービスの責務と交付金制度について
- 資料 4－7 外資等規制について
- 資料 4－8 今後の検討スケジュール（案）

#### 5. 議事概要

##### 1 開会

##### 2 議題

- (1) 第3回会合の主な意見
- (2) 地方自治体・関係団体へのヒアリング
  - ・ 長崎県
  - ・ 稚内市
  - ・ 全国町村会
  - ・ 高知県
- (3) ユニバーサルサービスの責務と交付金制度
- (4) 外資等規制
- (5) その他

##### 3 閉会

## 開 会

○山内主査 皆さん、本日もお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻でございますので、これより通信政策特別委員会第4回会合を開催いたします。

なお、本日もウェブ会議を併用しての開催とさせていただきます。ウェブ会議での参加の方につきましては、事前にお送りした資料を御覧いただければと思います。

本日は、通信政策特別委員会における議論の参考とするため、全国町村会、高知県、長崎県、稚内市の4団体をお招きし、市場環境の変化に対応した通信政策の在り方について、ヒアリングを実施したいと思います。

それでは、ヒアリング対象の方々は一度、カメラをオンにさせていただきようお願いいたします。よろしゅうございますかね。

本日は、渡辺総務副大臣、それから小森総務大臣政務官にお越しいただいております。

それでは、まず、渡辺副大臣、冒頭の御挨拶をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○渡辺総務副大臣 皆さん、大変御苦労さまでございます。開会に当たり、一言御挨拶をさせていただきます。

山内主査はじめ、毎週毎週、本当にタイトなスケジュールで申し訳ありません。ただ、早急にしっかりとした意見をまとめていかなければいけないかと思っております。

デジタル田園都市国家構想については、インフラ整備計画という基本計画をつくりまして、全国で一斉に光ファイバの整備をはじめ、ハードの面でかなり努力はしておりましたけれども、前回の会議の中では、条件不利地域や離島の方々等々から、残り1%の整備計画につきましては、非常に難しい話もたくさんあると伺いました。ここは通信業者の企業の方々とも協力し合った中で、皆さんが公平なサービスを受けられるような形をどうしたらいいかというのも、しっかり総務省の方でも検討させていただきたいと思っております。

私の持論は地方分権でございます。今までは財政支援等々が主体となって、御要請が多かったんでしょうけれども、実際、それはあくまでも整備の段階の話です。これは国民の生活や行政のサービスにすばらしい成果を上げていただけるようなものにしていただくことを、ぜひ皆さん方にお知恵を借りたいと思っておりますので、どうか今後ともよろしくお願い申し上げます。

また、リモート参加の皆様、本当にどうもありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

○山内主査 渡辺副大臣、どうもありがとうございました。

それでは、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。恐縮でございます。プレスの方は御退室をお願いしたいと思います。

(プレス退室)

## (1) 第3回会合の主な意見

○山内主査 それでは、カメラをオンにされているヒアリング対象者の皆様は、ここでカメラをオフにしていただければと思います。

まず最初に、各委員、団体の皆様から御発言いただいた意見について、これまでのところを事務局で確認していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○柳迫事業政策課調査官 事務局です。それでは、資料4-1を御覧ください。第3回会合の主な意見でございます、大きく3つの御意見がございました。

1つ目が、ユニバーサルサービスの必要性でございます。

主な意見としましては、2ポツ目で、全国離島振興協議会からは、離島定住のためには、情報インフラを基礎的なライフラインとして整備・維持することが必要という御意見がございました。

3ポツ目で、全国市長会からは、企業の国際競争力を高める観点も重要ではあるが、これを求めるあまり、社会経済活動の基盤でありDXの砦である情報通信インフラが二の次とされることのないようにすることが、地方にとって重要という御意見がございました。

また、5ポツ目で、全国離島振興協議会からは、ユニバーサルサービスへの移行期間に制度的な空白期間を生まず、あまねく離島への整備が行き渡るよう、配慮措置を取っていただきたいという御意見がございました。

2つ目が、通信事業者に対する期待でございます。

1ポツ目で、全国市長会からは、国はもちろん、公共性のある民間事業者であるNTTの協力なくしては成し得ないという御意見がございました。

2ポツ目で、大谷委員からは、未整備地域における整備について一般的な事業者が自発的に整備に名乗りを上げやすくするための制度が必要という御意見がございました。

3つ目が、整備・維持に係る費用負担の在り方でございます。

1ポツ目で、全国知事会からは、市街地郊外地域は、補助要件である「条件不利地域」に該当せず、補助対象とならないという御意見がございました。

また、2ポツ目で、愛知県からは、通信と放送の共用設備の場合でも、適切なコスト負担でサービスを提供できることが重要という御意見がございました。

最後、3ポツ目で、愛知県からは、総務省の補助金の裏負担分を自ら担おうとする事業者はなく、自治体の負担が求められることとなり、事業譲渡の支障となるという御意見がございました。

以上が、第3回会合の主な意見でございます。

○山内主査 ありがとうございます。

ということで、前回の皆さんの御意見を集約していただきましたが、内容については、このとおりでよろしいですかね。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、異論がないということでございますので、前回の議論に関しましては、本委員会として、こちらの内容で確認したとさせていただきます。

## (2) 地方自治体・関係団体へのヒアリング

- ・ 長崎県
- ・ 稚内市
- ・ 全国町村会

○山内主査 それでは、本題ですが、ヒアリングに移りたいと思います。本日は時間が限られておりますので、恐れ入りますが、説明は最大10分ということでお願いしたいと思います。進行管理の観点から、残り5分、1分、そして、10分経過の時点で、事務局より合図をさせていただきます。発表を終了していただきますようお願い申し上げます。

それでは、ヒアリングに移ります。最初のヒアリング対象者である長崎県大石知事から、御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○長崎県(大石知事) 委員の皆様、こんにちは。長崎県知事の大石でございます。本日は、このような機会を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

長崎県は、高齢化であったり、生産年齢人口の減少といった2040年問題への対応、離島・半島等をはじめとした県民の豊かで質の高い生活の実現のために、近年、目覚ましい技術革新が進んでおります次世代モビリティや先端ICT等の新技術の積極的な活用や社会実装を進めてまいりたいと考えているところでございます。

そのために、光ファイバ等の情報通信技術は必要不可欠なインフラで、県民の誰もが平等にサービスを受けることができることが必要であると考えているところでございます。

それでは、資料に沿って、長崎県における情報通信環境の現状について御説明をさせていただきます。次のページをお願いします。

初めに、長崎県の概要等について簡単に説明をさせていただきます。資料の左側の図を御覧いただければと思います。

長崎県は、日本の最西端に位置しておりまして、中国や韓国まで片道1,000キロ以内に位

置しております。人口は約130万人でございまして、五島、壱岐、対馬といった離島を多く抱えてございまして、有人離島の数は日本一となっております。中山間地域も多くございまして、県域はほぼ九州本土と同じ大きさとなっております。

資料の右の図を御覧いただければと思います。本県は、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産と、明治日本の産業革命遺産といった2つの世界遺産を有してございまして、今年の秋には、4年ぶりとなりますけれども、来月、長崎くんちが開催されます。また、昨年9月には西九州新幹線が開業いたしまして、開業に連動して、長崎駅周辺のまちづくりが活発化してございます。また、皆さん御存じと思いますが、ジャパネットという会社がございましてけれども、ジャパネットが建設しているサッカースタジアムを中心とした複合施設もございまして、これは長崎スタジアムシティと呼ばれておりますけれども、こちらも来年完成予定となっております。そういったまちのたたずまいが大きく変わるような、今はその時期にございます。

次のページをお願いいたします。長崎県の現状でございまして、本県の総人口ですけれども、左のグラフに記載しておりますが、2020年の約131万人から、40年後の2060年には80万人を割り込むことが予測されております。全国的に人口減少が進んでおりますけれども、その中においても、長崎県は非常に速いスピードで減少が進んでいるといった状況がございまして。そのような中で、人口減少に伴う労働力不足を補うためには、ロボットであったり、AIを活用したデジタル化、DXの推進が必要不可欠であると考えてございます。

そのため、右の図になりますけれども、長崎県においては、これまでローカル5Gを活用した離島と本土間における専門医による遠隔サポートであったり、固定翼型のドローンによる医療品・医薬品の配送サービスなど、次世代モビリティや新技術の活用に積極的に取り組んでいるところでございます。

次のページをよろしく願いいたします。次世代モビリティに関しましては、今月初めに、長崎市内におきまして、ドローンを含む空モビリティに取り組む自治体の連携や、利用拡大等に向けた普及啓発を目的といたしまして、「ながさきデジタルDEJI-MA産業メッセ2023」を開催いたしました。これは県内外から80を超える企業や団体に御参加いただきまして、ソリューションの展示やトークイベント、講演などの催しを実施したところでございます。

五島市内においてドローンによる医薬品配送を行っている「そらいいな」様に御協力いただきまして、デモフライトを行っていただきました。ここでは、国内初となる100キロメートルを超えるドローン空輸にも成功したところでございます。

ドローンを含む空モビリティは、本県、離島面積が県土の4割を占めるところでございましてけれども、非常に大きな期待を寄せるものでございます。空飛ぶ車や空飛ぶ船といった新たな技術革新についても、実証実験などを通して先進的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

次のページをお願いします。長崎県で進めている次世代モビリティ、最先端のICT等の新技術の積極的な活用、また、社会実装ということをお話ししましたけれども、これらを進めていくためには、やはり情報通信基盤の整備が必要不可欠となります。しかし、左側の表にお示しておりますけれども、長崎県の光ファイバ整備状況は、令和4年3月末現在で、総務省の公表資料によりますと、世帯カバー率が全国平均の99.72%を下回りまして98.34%となっております。これは全国で42位という位置付けになります。

未整備地区としましては、資料の真ん中のとおり、佐世保市など4市1町となっております。

また、右側の図のとおり、離島において必要不可欠となります海底ケーブルの整備状況については、主たる離島と本土間は整備済みではございますけれども、佐世保市の宇久や高島、また、小値賀町の二次離島においては、未整備となっている状況でございます。さらに、佐世保市宇久への通信環境が整備されていないことから、隣接の小値賀町の通信環境としましては、光通信回線が冗長化されていないという現状でございます。

次のページをお願いします。本県における情報通信環境の課題でございます。2点ございまして、まず1つ目は、光ファイバ網の整備についてでございます。先ほども申し上げたとおり、海底ケーブルの未整備地区があること、また、冗長化されていない地区があることでございます。

その中で、資料の左側に記載しております2つ目のポツになりますけれども、佐世保市の宇久については、NTTが、宇久と、佐世保市本土間の海底ケーブルを保有する事業会社と協議をしまして、当該光ケーブルを活用して、宇久における光サービスの提供、また、小値賀町における通信迂回ルートの確保について検討中でございます。

一方、3つ目のポツになりますけれども、小値賀町の二次離島については、海底ケーブルの整備におきまして多額の費用が必要となりますので、その代替として、無線技術を活用した実証を行っておりますけれども、こちらのほうは国の補助対象外となっております、整備・運用に当たって、自治体の非常に重い負担が求められている現状でございます。

次のページをお願いします。2つ目の課題になりますけれども、市町が整備した施設の維持・管理についてでございます。

1つ目のポツになりますけれども、離島であります対馬市では、令和4年、5年度の2か年に当たって、新たな光ファイバの整備を実施しておりますけれども、施設の更新や維持・管理など、自治体の負担が大きくなってございます。

また、2つ目のポツになりますけれども、こちらも離島である五島市では、平成31年に民間譲渡後、高度化に伴う設備更新などに対して、ローカル事業者への支援を行っておりますけれども、費用負担が非常に大きくて、今後、予定している耐用年数超過に伴う光ファイバの更

新、これについて極めて困難な状況であると聞いております。

また、NTTと競合している地域につきましては、ユニバーサルサービス制度の適用を受けることができない可能性がございまして、有線ブロードバンドサービス、ケーブルテレビ放送を提供する、地域の重要な担い手でありますローカル事業者は、サービスの維持が一層困難になることが予想されています。

次のページをよろしく申し上げます。最後に、通信事業者の役割、また、期待することについてでございます。

これまで述べてきましたとおり、光ファイバなどの情報通信基盤は、インフラとして必要不可欠でございます。また、あまねく日本全国で提供されるべきものだと考えてございます。そのような中で、NTTと競合には、情報通信サービスを提供する全国の通信事業者の核となる存在であって、また、この情報通信基盤の整備においては、大きな役割を果たしていただくことを期待してございます。

また、国のデジタル田園都市国家構想基本方針に提言されていますとおり、NTTをはじめ通信事業者の皆様には、まずは自治体の負担に頼ることなく、更なる創意工夫によりまして採算性の課題を克服して、本構想の実現に向けた取組を進めていただきたいと思います。また、地域の実情に応じた情報通信基盤の整備をお願いしたいと考えております。

一方で、実際の状況を見ますと、採算性の問題から、通信事業者だけでは全ての未整備地区の解消することは困難であるということも感じてございます。

そこで、ユニバーサルサービス制度の見直しなど、未整備地区の解消に向けた、国、自治体、また、事業者の役割分担、及び責任体制の明確化などの対応が必要であると考えてございます。

本日御出席の委員の皆様におかれましても、この点について御配慮いただきまして、本委員会等で御検討いただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次のページをお願いします。最後になりますけれども、以上をもちまして、長崎県からの御説明を終わりたいと思います。

御清聴ありがとうございました。

○山内主査 どうもありがとうございました。

大石知事は、御公務のために、ここで退席されるということでもあります。お忙しいところ、どうもありがとうございました。

○長崎県(大石知事) ありがとうございました。

○山内主査 それでは、続きまして、稚内市の工藤市長より御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○稚内市(工藤市長) 御紹介いただきました北海道稚内市長の工藤ですが、今日は、このよ

うな機会を設けていただきありがとうございます。

稚内市は、インターネット社会の進展に合わせて、ブロードバンド環境を充実させるため、12年前の平成23年から光ファイバ網を整備し、今日まで公設民営化方式によって維持・管理してまいりました。その中で見えた課題について、これから説明させていただき、その課題解決に向けて、過疎地でもある地方自治体の立場から提案をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次、お願いします。最初に、我がまちの紹介であります。北半球の真ん中の北緯45度に位置する「日本のてっぺん」のまちと、このように称しているように、宗谷海峡を挟んで僅か43キロ先にはロシアのサハリン島を望むことができる、日本の北の国境の町です。

基幹産業は、約90キロある海岸線を生かした、ホタテや昆布などの沿岸漁業とホッケなどの沖合漁業を合わせた水産、また、内陸においては、年間平均気温が約8度という冷涼な気候に加え、広大な土地を生かして約1万4,000頭の乳牛が飼育され、年間約6万7,000トンの生乳を生産している酪農、そして、国立公園としては国内27番目に指定を受けている「利尻礼文サロベツ国立公園」の玄関口としての観光、さらに、近年は、陸上風力発電の一大基地として、「国境・秘境・環境」を内外に強くアピールしている、北海道北部では旭川に次ぐまちであります。

次、お願いします。行政面積は約760平方キロということで、広大な面積を有しております北海道においても、北方領土は別にして、179市町村のうち23番目、全国でも80番目の行政面積を有しており、人口、世帯数、事業者数はスライドのとおりであります。

市街地の面積は、稚内港や稚内駅を中心とした、おおむね1,900ヘクタール、実はこれは市の面積の約2.5%であります。そこに人口の約90%、世帯数の約91%が生活しておりますので、民間の事業所はもちろん、公共施設や大学をはじめとして、多くの学校なども当然ほとんどがこの地区に位置しており、NTTによる光ファイバの整備も、ここを中心として整備されているところであります。

次、お願いします。交通環境であります。空路では新千歳空港と55分、羽田空港とは1時間55分で結ばれており、陸路では札幌から315キロ、約5時間40分、旭川と250キロ、約4時間50分、JRは宗谷本線で旭川と約3時間40分で結ばれております。ただ、日本海側であれ、オホーツク海側であれ、あるいは、中央を通っても、次の都市までそれぞれ約200キロ前後離れておりますので、道央や首都圏との時間的距離を縮める手段としての通信環境の充実、地域に大きな役割を果たしておりますし、地域内でのブロードバンド環境も同様で、光ファイバ網の未整備地域からの整備の要望は確実に高まっているところであります。

次、お願いします。現在の市の産業の概要は、スライドのとおりであります。一次産業と観光が中心で、風力発電を含めても、展開している場所はいずれも市街地から離れており、こ

れまでは、光ファイバの利用に関して要望が少なかったこともあって、整備が遅れていましたが、それぞれの産業においてデジタル化への取組が進み、漁業においては、これまでの資源の豊富さに頼るだけでなく、今後は、船舶自動識別装置による操業情報のリアルタイムの把握、あるいは、水中ドローン等々、様々な取組が今進もうとしておりますし、酪農においては、既に搾乳ロボットの導入など、スマート酪農が進められており、今後も、牛の位置確認、行動検知などへのシステム導入を目指しているということでもあり、また、観光においても、現在も多くの観光スポットにWi-Fiの設置が進んでおりますが、今後は、グリーンスローモビリティの導入や、あるいは、環境保全へのデジタル技術の導入を目指しており、一方では、現在も、風力発電の出力制御をはじめ、様々な場面でのデジタル化が進められ、今後は、施設の建設増加に合わせて一層のデジタル化が進み、光ケーブルの利用拡大が見込まれています。

次、お願いします。これまでの光ファイバ網の整備状況についてであります。当時、NTTにおいて不採算地域とされていた市街地の一部と偏在している集落28地区、このスライド言えばオレンジ色のところを整備エリアとして市が整備を進めたもので、財源としては、記載の交付金を利用して平成21年度に事業を開始し、平成23年度の完了と同時に供用を開始しているところであります。総事業費は約7億5,000万、対象世帯数が、当時の全世帯数1万8,000世帯のうち約3,500世帯、総延長は約224キロとなっております。

次をお願いします。以上の経過を経て、これまで10年以上、公設民営により光ファイバ網の維持・管理をしてきていますが、その中で、課題もいくつか明らかになっているところでもあります。

まず、回線数の増強と不感地域の解消という点で言いますと、整備当初は、申込み数に応じた整備であったことから、回線数に余裕があまりない状態でありましたが、現在は、生活に不可欠な要素でもあることから、様々な地区において回線数が不足しており、その都度増設工事を行っているのが実情で、この場合、回線数の不足による増設工事は全て市の費用負担で行っているところであります。市の産業のところでも述べたように、大容量・高速のブロードバンドの整備に関する要求がますます増えることが予想され、さらには、鉄道や陸路での移動の中での不感地域の解消など、それら全ての需要に対応することは、市にとって大きな財政負担となるのは申し上げるまでもありません。

次、お願いします。次に、公設民営のため、利用者にサービスを提供するまでに時間がかかるという点であります。増設工事が必要となった場合には、市が整備したエリアに関しては、利用者がNTTに申し込むと、NTTから市に報告があり、市が工事事業者へ工事を依頼し、工事施工後、市からNTTへ報告をし、その後、NTTのサービス提供に必要な接続工事が行われるということとなり、このように、利用者が利用申込みをしても、どこまで進んでいるのか

も分かりにくく、また、多数の手続が介在することにより、利用開始までに多くの時間を要しております。

特に、最近は酪農業者からの利用申込みが増加しており、遠隔地でもあるため、既存設備からの距離も長く、中には、エンドユーザーまで5キロ、概算工事費用が1,000万円を超えるなど、すぐには工事施工できないものもあります。このように、公設民営では、民間事業者 に比べ迅速な対応ができないため、利用者の不利益になっていることは明らかであります。

次、お願いします。現在は、市の光ファイバ網は1芯方式で、全てをIRU契約でNTTに貸付けしているところでありますが、今後、設備の更新時期には、市の数億円の更新費用の負担が考えられ、現状の公設民営方式を維持することが難しいことから、現在、民間移行の協議を進めておりますが、双方の費用負担など大変難しい問題もあって、現在のNTT法のままでは、経営効率を考えれば、NTTの撤退も考えられます。

市としては、これまでお話ししてきたとおり、DX社会が進展すればするほど光ファイバ網は重要かつ欠かせない社会インフラであり、何としても維持されることを前提に協議に取り組んでいるところであります。

次、お願いします。市からの提案としては、全てを民間のNTTに委ねるのではなく、地域社会を守るためにも、国の積極的な関与を求める次第でありますし、あわせて、携帯電話の不感地域の解消など、新しい技術の導入を図っていただき、全国どこでも同じサービスが受けられる社会の実現をお願いしたい、そのように考えております。

以上で、私からの説明を終わります。ありがとうございます。

○山内主査 工藤市長、ありがとうございました。

それでは、次の御説明に移りたいと思います。次は、全国町村会から、広島県坂町、吉田町長より、御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○全国町村会(吉田町長) 全国町村会長、広島県坂町長の吉田でございます。本日はウェブでの参加となりますが、このような機会をいただき、ありがとうございます。

渡辺総務副大臣、小森総務大臣政務官並びに主査の山内先生をはじめ各委員の皆様方におかれましては、日頃から町村の行政運営に力添えをいただき、感謝申し上げます。

我が坂町は、人口が約1万3,000人、広島県の南西部に位置し、広島市と隣接しています。町内には、JR呉線の駅が3つあり、広島呉道路や広島南道路などの幹線道路網も整備され、広島市や呉市の中心部まで鉄道や車で約20分という交通利便性の高い町でございます。面積は15.69平方キロメートル、そのうち約50%が山林で占められ、町の周囲は約7.1キロメートルの海岸線と山林で囲まれ、海、山といった恵まれた自然環境の中、生活圏がコンパクトに形成されており、緑豊かな山々と美しい広島湾の風景が広がっています。

平成30年7月豪雨災害後は、被災地区での転出者が増加し、人口が減少しましたが、現

在は流出した人口を取り戻し、さらに、目標人口1万5,000人の達成に向けて、各種施策に全力で取り組んでおり、令和5年4月1日には、本町にある西日本最大級の人工海浜ベイサイドビーチ坂に物販・飲食施設がオープンし、被災後の地域のにぎわい創出に大きく貢献をしています。

そのような中、本町の情報通信施策といたしまして、令和3年10月に坂町DX推進計画を策定し、高齢者等を取り残さないデジタルとアナログの共生社会の実現を基本姿勢に、情報通信技術を積極的に活用し、坂町ならではの人の優しいデジタル変革を進めているところでございます。

続きまして、お手元に全国町村会提出資料をお配りいたしておりますので、この内容を基に、町村の立場から何点か申し上げます。

デジタル社会の推進は、条件不利地域を多く抱える町村にとって、多様な地域の特性と活力を引き出し、新たな価値を生み出す可能性があるものと考えております。デジタル田園都市国家構想が目指す、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を実現するためには、全国津々浦々に情報通信インフラの整備が行き渡り、ユニバーサルサービスが提供されることが何よりも重要だと考えております。これらの情報通信インフラや、これを活用するためのシステム等の情報共通基盤については、国の責任において着実に整備を加速化していただく必要がございます。一方で、離島や中山間地域など条件不利地域では、光ファイバの基地局等の整備を事業者に断られ、やむなく町村自らが実施する場合もございます。

お手元の資料の1ページを御覧ください。全国町村会といたしましては、条件不利地域等の町村が実施する光ファイバ等の基盤整備に対する財政支援の拡充・継続と、運営や維持・更新についても必要な支援を行うこと。

現在、総務省で検討されている不採算地域におけるブロードバンドサービスの維持等のための交付金制度について、設備等の拡充・更新に係る費用と維持・管理に係る費用の双方を支援の対象とすること。

離島や中山間地域等不採算地域において、光ファイバや基地局等の整備・維持管理を行う事業者への財政支援を拡充すること。

地上デジタルテレビ放送の通信施設を公設で整備している町村に対して、更新に係る費用を国が支援することなどを要望しております。

いずれにいたしましても、光ファイバ等の情報通信インフラやシステム等の整備は、地方が取り残されないよう、国の責任において、財政施策も含め、しっかりとした対応が必要でございます。

あわせて、移住・定住やテレワーク等をさらに行いやすくするためのハード・ソフト両面の環境づくりを進めていただきたいと考えております。

最後に、条件不利地域等における不採算地域を含め、ブロードバンドサービスをあまねく普及していくためには、国はもちろん、公共性のある民間事業者であるNTTの協力なくしては実現しないと考えております。情報通信インフラの整備や民設移行の最後の砦として、積極的な御協力と御支援をお願いしたいと思います。

以上、私どもの考え、要望等を申し上げましたので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○山内主査 吉田町長、どうもありがとうございました。

それでは、ここで、小森政務官が公務の関係で御退席されるということでございますので、一言御挨拶をいただければと思います。よろしく願いいたします。

ヒアリング対象の方々は、一度カメラをオンにさせていただきようお願い申し上げます。

小森政務官、よろしく願いいたします。

○小森総務大臣政務官 総務大臣政務官の小森でございます。公務がございまして、大変申し訳ありませんけれども、中座させていただきますが、発表について御礼を申し上げたいと思います。

長崎県の大石知事の方からは、情報通信基盤の整備についてのお話、そして、未整備地区の解消に向けて、国、自治体、そして、通信事業者の責任体制を明確にすべきであるという大変貴重な御意見をいただいております、しっかりと受け止めて議論をしていただきたいというふうに思っているところでございます。

そしてまた、稚内市の工藤市長からは、携帯電話の不感地域がある中で、公設民営方式であるがゆえにサービスの対応に時間がかかってしまう、あるいは、民間への移行に関して課題を指摘していただきました。とても重要な課題であると思っております、総務省としてもしっかりと検討を続けていく必要があるものだというふうに思っております。

最後に、吉田町長からは、全国町村会の御要望について、情報通信基盤の整備促進等、発表をしていただきました。財政力の低い町や村への負担軽減というのは、これからもしっかりと取り組まなければいけないものであると思っておりますので、大きな答えを出す中で、きちんと取り組んでいきたいというふうに思っております。

山内先生はじめ皆様におかれましては、また引き続き活発な御審議をよろしくお願いいたします。

○山内主査 どうもありがとうございました。

それでは、カメラをオンにされているヒアリング対象の皆様は、ここでカメラをオフにいただければと思います。よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

(小森総務大臣政務官退室)

○山内主査 次は、本日4番目の発表をいただく高知県、濱田知事でございますが、他の公務の関係で、16時からの御出席ということになるようでございます。

そこで、今日もいろいろ話題に出ておりますユニバーサルサービスの責務と交付金制度について、事務局から一度御説明をいただいて、我々の共通認識をつくりたいと思っております。

それからまた、時間がもうちょっとございますので、別の議題になりますけれども、外資等規制について、これも非常に重要な案件でございますので、事務局から御説明いただいて、少し後で議論したいと思います。

### (3)ユニバーサルサービスの責務と交付金制度

○山内主査 それでは、1つ目ですけれども、ユニバーサルサービスの責務と交付金制度、事務局から御説明をお願いいたします。

○柳迫事業政策課調査官 それでは、資料4-6、ユニバーサルサービスの責務と交付金制度について、事務局より御説明いたします。

1ページを御覧ください。まず、ユニバーサルサービスにつきましては、今、電話とブロードバンドの2つがございます。そして、ユニバーサルサービスは、法律では基礎的電気通信役務と規定されておりまして、具体的には、国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務のことを言っております。要件が3つございまして、具体的には、不可欠性、低廉性、利用可能性の3つの要件がございます。1ページの表では、電話のユニバーサルサービスとブロードバンドのユニバーサルサービスの2つを比較しています。

電気通信事業法の枠組みでは、ユニバーサルサービスの範囲ですとか、ユニバーサルサービスを維持するための交付金制度について規定してございます。他方で、NTT法では、電話のユニバーサルサービスにつきましては、NTT持株とNTT東西に対して、あまねく提供の責務を課しておりますので、提供主体が最終的には確保されるというメリットがございます。

他方で、右側のブロードバンドのユニバーサルサービスにつきましては、電気通信事業法の交付金制度はありますが、NTT法でのあまねく提供の責務がないという状況でございまして、事業者は交付金制度に手を挙げる、挙げないの自由も当然ございまして、撤退の自由もあるというところで、安定的な提供をどのように確保していくかが課題になってございます。

2ページを御覧ください。電話のユニバーサルサービスの交付金制度の概要でございます。こちらにつきましては、固定電話の赤字の一部を補填するための交付金制度が、平成13年の電気通信事業法の改正で設けられたところでございます。ユニバーサルサービスの範囲としましては、固定電話と公衆電話と緊急通報の3つがございまして、NTT東西の電話網と接

続する電気通信事業者が、稼働番号数に応じて負担金を負担して、これを交付金の原資に充てるという、いわゆる受益者負担制度でございます。なお、直近の数字として、令和5年では交付金額が64億円ございまして、1番号当たり単価が月額2円となっております。

3ページを御覧ください。これまでのユニバーサルサービス制度の見直しは、大きく3つございまして、最初の2つが電話に関するものでございます。

1つ目が、ワイヤレス固定電話の導入でございまして、令和2年にNTT法の改正によって導入が認められたものでございます。これは、もともとNTT東西の加入電話というのが、メタル回線を使ったアナログ電話が中心でございました。このメタル回線が老朽化していく中で、メタル回線を撤去した場合に再敷設することが合理的でないような地域では、メタルを再敷設するのではなくて、無線を活用することによって、効率的にあまねく提供の責務を履行できるように法改正をして、不採算地域等に限定してワイヤレス固定電話を実施可能としたものでございます。

NTT法の改正の中身としましては、NTT東西は、本来業務は自己設備を設置してサービスを提供するということが前提となっておりますので、その例外として、他者設備である携帯電話網の利用を認めたものでございます。

2つ目が、公衆電話の設置基準の緩和でございます。こちらは、令和4年に省令改正で実現したものでございます。公衆電話の利用が大幅に減少している状況を踏まえまして、生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段を引き続き確保する観点から、公衆電話の設置基準を緩和したものでございます。

これまでは市街地で概ね500メートル四方に1台設置するものを、概ね1キロメートル四方に1台に緩和し、市街地以外では、おおむね1キロメートル四方に1台設置するものを、おおむね2キロメートル四方に1台に緩和しました。これにより、ユニバーサルサービスとしての公衆電話がこれまで全国で約10万9,000台あったものが、約3万台まで緩和されることとなります。あわせて、災害時用の特設公衆電話をユニバーサルサービスに追加したところもポイントでございます。

3つ目が、ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度の創設でございます。テレワークや遠隔医療等に必要なブロードバンドの重要性に鑑みまして、令和4年の電気通信事業法の改正によって、ブロードバンドの不採算地域の赤字の一部を補填する交付金制度を創設したものでございます。このブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度の詳細につきましては、4ページ以降を御覧いただければと思います。

まず、4ページ目が、ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度の概要でございます。ポイントとしては、電話と同様ですが、申請に基づき、総務大臣の指定を受けたブロードバンドのユニバーサルサービス提供事業者に対して、全国のブロードバンド事業者から徴

収する負担金を原資として、交付金によって不採算地域におけるサービスの維持費用の一部を支援するものでございます。

5ページを御覧ください。まず、ブロードバンドのユニバーサルサービスの範囲につきましては、テレワーク、遠隔医療等を利用する上で不可欠なサービスとして、3つのサービスを省令で規定してございます。1つ目がFTTH、2つ目がCATVのHFC方式、そして、3つ目がワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)でございます。ワイヤレス固定ブロードバンドのうち専用型というのは、固定通信サービス向けに専用の無線回線、例として、地域BWAやローカル5Gの周波数を用いて提供するものでございます。

他方で、この委員会でもこれまで議論がございましたとおり、ワイヤレス固定ブロードバンドの共用型は携帯電話網を用いてワイヤレス固定ブロードバンドを提供するものでございますが、これが今、ユニバーサルサービスとしては位置付けられていないということで、今回議論されているところでございます。

次に、ブロードバンドのユニバーサルサービスの支援区域についてでございます。一般支援区域と特別支援区域の2つがございます。

一般支援区域は、標準的なモデルを使って区域の収支が赤字の地域です。特別支援区域は、この区域の収支が大幅な赤字地域、または、未整備地域の解消や公設設備の民設移行を促進する観点から、例外的に、モデル上の赤字地域であったとしても、未整備地域や公設地域を特別支援区域に指定するということにしています。

この支援区域は、どういった単位で指定するかという点がこれまで議論されてきましたけれども、きめ細かい支援を行うために、全国約23万の町字単位で支援区域を指定していくこととなります。

実際に支援区域を指定するに当たりましては、先ほどの長崎県からのプレゼンでもございましたが、「1者以下の提供地域」というのが要件になっています。これは、競争中立性の観点から、町字単位におきましてブロードバンドの世帯カバー率が50%を超える事業者が1者以下であるということが要件になってございます。

次に、6ページを御覧ください。支援対象事業者でございます。支援区域でブロードバンドのユニバーサルサービスを提供する事業者のうち、総務大臣の指定を受けた者が支援を受けることができます。

ここで大事なポイントとしましては、この制度は、あくまで、※1にございますとおり、不採算地域におけるブロードバンドのユニバーサルサービスの提供を確保するための事業者間の相互扶助の仕組みでありまして、自治体の財政支援を目的としたものではないということでございます。つまり、特別支援区域における公設設備から民設移行した回線設備の維持費用を支援するものでございます。ここがポイントでございます。

また、交付金につきましては、不採算地域におけるブロードバンドの提供に係る維持費用の一部を支援するものでございまして、交付金の対象は、アクセス回線と海底ケーブルの維持費用が基本とされているところでございます。ですから、先ほどの全国町村会からの御説明にもありましたとおり、整備費や設備更改費は基本的には補助金で手当てをしまして、維持費用をユニバーサルサービス制度の交付金で支援するというのがポイントでございます。

あと、もう一つ大事なポイントがアクセス回線設備の維持費用の補填について、前回の議論でも、放送用の設備と共用する場合のお話がございました。この点につきましては、ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度でも、ブロードバンド事業者が負担金を拠出し合って不採算地域のブロードバンドのユニバーサルサービスを維持するという、受益者負担制度でございますので、こういった放送用の設備の維持費用を出すということが難しい制度であるということをお理解いただければと思います。

最後に、7ページを御覧ください。諸外国におけるブロードバンドの提供主体の確保に関する制度でございます。

現在、NTT法の責務の在り方が議論されておりますが、その参考としましては、例えば、イギリスやフランスでは、このユニバーサルサービスを提供する事業者は、公募によって選定することになります。公募によって誰も手を挙げない場合に、国が最終提供者を確保する仕組みということで、基本的には旧国営事業者を念頭に指定する仕組みがございました。

ドイツでは、国が毎年モニタリングによって、アフォーダブルな料金で提供できない地域を指定しまして、その地域においてアフォーダブルな料金で提供する事業者が出てこない場合に、国が事業者を指定してサービスを確保する仕組みが整備されてございます。

オーストラリアにつきましては、政府が100%出資のNBNカンパニーがブロードバンド網を整備しておりまして、この会社は主に卸専門の会社ではございますけれども、未提供地域が存在する場合には、このNBNカンパニーがラストリゾートの責務を負う仕組みになってございます。

アメリカにつきましては、各地域でリバースオークションを実施しておりまして、最低金額を提示した者に対して、ブロードバンドの提供を義務付けるような制度がございました。

以上が、ユニバーサルサービスの責務と交付金制度の概要でございます。

○山内主査 ありがとうございました。

#### (4) 外資等規制

○山内主査 それでは、続きまして、2点目の論点、これは外資等規制についてであります。

これも事務局から御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○柳迫事業政策課調査官 それでは、資料4-7、外資等規制について、事務局より御説明いたします。

1ページを御覧ください。日本の電気通信市場における外資等規制についてでございます。

最初に、電気通信事業法における外資等規制につきましては、累次の規制緩和を経て全て廃止されてございます。そのため、現在、外国投資家による電気通信事業者の株式取得は、一般法である外為法により規律されてございます。

NTT法につきましては、我が国を代表する基幹的電気通信事業者としての役割、特に我が国の安全の確保に対する役割に鑑みまして、外国の影響力に対する経営の自主性を確保するため、NTT持株につきましては「出資規制」を、NTT持株とNTT東西につきましては「外国人役員規制」を設けているところでございます。

現在のNTT持株の外資比率は25.6%になっておりまして、直近5年間でも20%台で推移しているところでございます。

2ページを御覧ください。外資等規制の現状と課題についてでございます。先ほど、NTT法では出資規制と外国人役員規制の2つがあると御紹介しましたが、その内容について御説明したいと思います。

まず、NTT法の出資規制につきましては、外資比率が3分の1以上となる場合の株式取得を規制するものでございます。このような総量規制は、電波法や航空法等でも設けられております。

なお、電気通信事業法では、1997年のWTOの自由化約束を経て、1997年の改正によりまして外資規制を撤廃してございます。NTT法の外資規制は、例外的に、WTO等との国際協定上、留保されているところでございます。仮に一定規模以上の複数の事業者に外資規制を設ける場合につきましては、同様の留保が可能か否かについて、国際交渉が必要となるところでございます。この国際交渉につきましては、例えば、EPAでは、スタンスティール義務がかかる場合がございます。現行措置よりも貿易制限的な措置を取らない義務が交渉に当たって求められます。

外為法との関係につきましては、点線の枠の中に記載してございます。

外為法では、国の安全を損なうおそれ等のある1%以上の個々の株式取得は事前届出の審査が必要となりますけれども、一定の遵守事項を満たす場合は、例外的に10%未満の株式取得は事前届出が免除され、事後届出で行うことが可能となっております。

NTT法の出資規制は、総量で3分の1に達することとなる株式取得を規制するものでございまして、外為法とは規制の目的や手段が異なることに留意が必要と考えます。また、外為法単体での規制の効力については、具体的な事例を踏まえた検証を要するものでござい

す。

次に、外国人役員規制についてでございます。

NTTは、今後、グローバルな事業展開が期待される中で、NTT法では外国人役員が認められていない点が課題となっております。

以上を踏まえまして、これまでの本委員会における主な意見は4つございます。

1点目は、NTT法の外資規制については、外為法とは目的と手段の両方に違いがあることに留意することが必要。

2点目は、投資規制強化は資金の支障を生じ、経済活動を阻害し得る。外為法と個別法の両方が必要ではないか。

3点目は、NTTが公社から承継した電柱・管路等の線路敷設基盤は、「特別な資産」であり、その安定的提供のために外資から保護する必要がある。

最後、4点目は、外為法の強化等を検討することが必要。他の電気通信事業者やその他の分野の重要インフラを担う事業者も同様に産業全体で対応していくべき問題という意見がございました。

3ページを御覧ください。諸外国における通信事業の外資等規制の状況でございます。諸外国では、外資等規制につきましては、個別法の有無など、国々によって様々でございます。

実際、オーストラリア、アメリカ、韓国、カナダというのは、個別法で規制を設けてございます。

オーストラリアにつきましては、テルストラ法に基づいて、テルストラ社に外資規制と外国人役員規制がございます。

アメリカは、通信法に基づいて、公衆通信業務用の無線局等の免許を取得する者に外資規制が規定されています。

韓国は、電気通信事業法に基づいて、回線設備を設置する基幹通信事業者に外資規制がございます。

カナダでは、電気通信法に基づいて、公衆電気通信事業者に外資規制と外国人役員規制が課されているところでございます。

イギリス、フランス、ドイツは、個別法に基づく外資等規制が存在しないというものでございます。

4ページは参考でございまして、GATSとTPP11でのNTT法の留保内容を記載したものでございます。

以上が、外資等規制についての概要でございます。

○山内主査 ありがとうございました。

それでは、これについては、後ほど御議論いただこうと思います。

## (2) 地方自治体・関係団体へのヒアリング

### ・ 高知県

○山内主査 ヒアリングに戻りたいのですが、ここで高知県濱田知事が御入室されましたので、御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○高知県(濱田知事) 高知県知事の濱田でございます。本日は、プレゼンのお時間をいただきまして、ありがとうございます。高知県におきます通信インフラの状況などについて、御説明をさせていただきたいと思います。

1枚目のスライドお願いいたします。高知県のデジタル化推進計画の概要をまとめたページであります。

一番上に書いてありますように、令和2年度に行政サービスのデジタル化推進計画としてスタートいたしました。その後、毎年バージョンアップをしております。今では、下に書いてありますように、生活・産業・行政、この3つの切り口で、あらゆる分野でデジタル化をしっかりと進めていこうという取組をしております。

そうした中で、特に主な取組、右下にございますが、①に書いてあります生活の場面で、我々が大変大きく期待しておりますのは、中山間地域の抱える課題への対応という点であります。

高知県は、県土の9割が過疎地域などの中山間地域でありまして、農業や林業などの一次産業を中心とする産業構造であり、また、豊かな自然、食文化、こんな貴重な資源を有しているところではありますが、その中山間地域では、県全体を上回るスピードで人口減少、高齢化が進んでおります。多くの集落で、地域活動、産業の担い手が不足する、あるいは、日常生活に必要な機能やサービスが低下するといった様々な課題を抱えているということございまして、こういった課題を解決して、都市部と遜色のない生活を保障できる、そのためにデジタル技術は大変重要だと思っております。

ただいま御覧いただきました主な取組の生活の欄、一例として御覧いただきますと、医療の面で、オンラインの診療、あるいは、服薬の指導をしていく。あるいは、教育の局面で、遠隔授業などの配信校を拡大していく。そして、道路なども含めまして、移動手段や物資の輸送手段を確立していく。こうしたことが、中山間地域の生活をしっかりと保障していく上で大変重要な局面となっております。

次のページをお願いいたします。このためには、通信インフラの整備が不可欠であります。ただ、高知県は非常に広い県土で、中山間地域も多いということがございまして、この整備に

課題がある地域が多いということでございます。

全体の世帯ベースでの整備率は、左上にありますように、99.53%になっておりますけれども、赤色で示しておりますように、山間部、離島などの地域におきましては、いまだに未整備の地域がございますし、既に整備が終わっている地域におきましては、この地図の市町村単位でブルーで塗っているところがございますけれども、民間事業者による整備ではなくて、公設による整備が行われている、採算性が高くないということで、公設主体の整備の地域が大半を占めているということでございます。こうした公設の整備が行われた地域におきましては、数年おきに設備の更新をしなければいけないとなりますと、多額の更新費用がかかるということになりまして、こうした市町村の多くは、小規模な財政力の脆弱な市町村でございますので、この設備の更新の財政負担が非常に重いものになっているということでございます。

こういう状況がございますので、赤色の未整備地域の解消という課題があるのはもちろんでありますけれども、既に整備がされた光ファイバの整備を安定的に維持していくということも、極めて重要だという認識であります。

次のスライドをお願いいたします。こういった本県の現状を踏まえまして、NTTの東・西日本の改革に関する議論について、期待をする点について御説明をいたしたいと思っております。

本県のように公設の設備を多く抱えます中山間地域では、採算面から民間の参入がもともと見込めない、そして、民間への移行が困難という状況がございますので、将来的に人口減少が進みますと、事業自体も継続できなくなるという懸念がございます。

そうしたことを考えますと、電力、ガスなどのライフラインのインフラと同様に、光ファイバのサービスについても、最終保障供給を行います、いわゆるラストリゾートの事業者が必要不可欠ではないかというふうに考えております。現在、固定電話については、そうした規定が置かれているということがございますが、光ファイバによりますブロードバンドのサービスについては、空白地帯になっているということではないかと思っております。

本委員会におきます今までの御議論の中で、こうした光ファイバのサービスのラストリゾートの責務をNTT法に位置付けるべきという議論も行われたというふうにお聞きしております。大変注目をいたしております。こうした責務については、現実問題といたしまして、光ファイバについて現在7割超の全国シェアを持っておられるNTT東西でなければ担うことが難しいという状況であると思っております。それを考えますと、ぜひ本委員会におきまして、こうしたラストリゾートの責務の在り方をより明確化していただきまして、この制度化に向けて御尽力いただければありがたいというふう存じます。

なお、規律の廃止、そして新設を一体的に進める、時間的に同時並行で行うということによりまして、間の隙間をつくらないということによりまして、責務の制度的な継続を担保することが必要だという御意見もあったと聞いておりまして、この点、私も全く御意見でござい

すので、こういった点について御留意をいただければありがたいと思います。

私からは以上でございます。どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。

○山内主査 濱田知事、どうもありがとうございました。

濱田知事におかれましては、公務のため、ここで御退席というふうにご帰っております。ありがとうございます。

○高知県(濱田知事) どうもありがとうございました。

○山内主査 それから、全国町村会、吉田町長も、ここで公務のために御退席と伺っております。どうもありがとうございました。

○全国町村会(吉田町長) ありがとうございます。

○山内主査 それでは、4団体の方の意見表明が終わりましたので、ここで皆さんで意見交換に移りたいと思います。前半と後半に分けて、前半につきましては、自治体、関係団体の方からプレゼンいただきました、恐らくユニバーサルサービスの在り方というのが含まれるんだと思いますが、これについて、そして、後半は、先ほど事務局説明のありました外資等規制についてを御議論いただきたいと思います。

それでは、まず、ただいまの4団体からの説明について、御意見あるいは御質問のある方は、挙手をいただくか、あるいは、リモート参加の方は、チャット機能で全員に対して発言希望ということでメッセージをお送りいただければと思います。

いかがでございましょう。どなたか、御質問、御意見等ございますでしょうか。

林先生から御発言御希望ということでございますかね。どうぞ御発言ください。

○林専門委員 林でございます。

御説明ありがとうございました。質問として2点、コメントとして1点ございます。

質問の1点目は、前回も同じ質問をさせていただいたのですけれども、ブロードバンドのユニバーサルサービスについて、未整備地域の解消とか、民設移行を促進するために、NTT東西に最終提供者としての責務を課すということについて、皆様、肯定的にお考えであるということでしょうか、改めて見解を確認させていただきたいと思います。これは4団体様にお願いします。

2点目は、追加で長崎県様にお願いしたいんですけれども、本日御紹介にあったようないわゆる二次離島のようなところについては、現実的には、光ファイバ網を100%敷設することは現実的ではなくて、政府の目標も、2027年度末までに光ファイバ回線の99.9%の世帯普及率を目標にはしていますけれども、100%とは言っていないので、ここは本委員会でも議論が出ていますように、技術中立性の観点からも、無線技術を活用した整備が現実的ではないかと思います。本日の資料5ページでも、無線技術を活用した実証は既に行われているということですので、補助金の対象外の問題はあるとしても、そのような方向で考えておら

れるのかなと思ったんですけれども、その理解でよろしかったでしょうかという、これも確認の質問でございます。

3点目は、質問ではなくてコメントですけれども、全国市町村会長様の資料1ページで、地デジの通信施設を公設で整備している町村に対し、更新に係る費用を国が支援してほしいという意見がございましたし、また前回、愛知県の御意見で、放送用の設備の維持費用が交付金から出ないという指摘がございましたけれども、先ほど本日の事務局の説明にもございましたように、今般整備されたブロードバンドユニバーサルサービス制度というのは、ブロードバンド事業者が負担金を出し合って不採算地域のブロードバンドを維持する受益者負担制度ですので、放送サービスのようなブロードバンド以外の用途に交付金が充てられるというのは、法律の趣旨に反しますので、現行法ではできないと思います。

問題は、放送分野には現状、ユニバの交付金に対応するような補助金が存在していないということだと思いますので、自治体の方で広くこういうニーズがあるということが分かった暁には、放送用途の維持費用というのは別の枠組みの中で支援する必要があるのではないかと思いますので、これは総務省として検討していただきたいと思います。

以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。

それでは、4団体と、長崎県については、もう一つ質問がございました。簡潔にお答えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

順番で、長崎県からお願いいたします。

○長崎県 長崎県でございます。お世話になります。

ユニバーサルサービス制度については、当然ながら、財源の一部というところでいけば、この制度を有効に活用していただきたいというのは我々も考えているところでございますので、どのような制度、あるいは、交付金の額等も含めて、やはり対応的に活用してもらいたいというふうな思いを持っているところでございます。

2つ目の質問の話ですけれども、これは小値賀町というところの二次離島の話为例に挙げておりますけれども、先ほど資料にも説明しているとおり、今現在、マイクロ無線を活用した実証実験を一つの島でやっているところなんですけれども、どうしても今現在は、地元の事業者さんが費用面で苦労しているということもございまして、地元自治体に対しても費用負担を求めているようなところがあるんですけれども、整備となるとかなり厳しいところもあるといったところがありますので、光ファイバが整備されればそれに越したことはないなというところはあるんですけど、現実的には、費用面では、そういったマイクロ無線を使って、安価な整備とやっているようなところがありますので、こういったところが地元事業者でも整備できるような補助制度なり財政的な支援があると、より整備というのは進むのではなかろうかと思

っているところでございます。

以上でございます。

○山内主査 よろしいですかね。

それでは、稚内市にお願いいたします。

○稚内市(工藤市長) 先ほどお話ししたとおりに、私どもとしては、全てをNTTに委ねるということではなくて、国に関与を求めるのでありますが、当然、NTTがそれをしっかりと担っていただけということであれば、それはむしろ賛成ですということになります。

○山内主査 ありがとうございます。

それでは、全国町村会、お願いいたします。

○全国町村会 全国町村会でございます。

同じように、NTTさんの方で担っていただけるということについては、賛成の立場でございます。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

それでは、高知県、お願いいたします。

○高知県 高知県でございます。

最終提供者の担い手についてですけれども、先ほど知事の発表にもございましたように、全国で7割超の圧倒的なシェアを有するということで、NTT東西さんが担い手としては大変心強いということで、賛成という立場でございます。

○山内主査 ありがとうございます。

それでは、別の方で、御発言御希望いらっしゃいますでしょうか。どうぞ、大谷委員。

○大谷専門委員 大谷でございます。事務局への質問でも大丈夫でしょうか。

○山内主査 よろしゅうございます。

○大谷専門委員 事務局のユニバの説明をいただいたときに、諸外国の例を挙げていただいているんですが、フランスの旧国営事業者のオランジュとの協約を締結しているということなんです。やはりオランジュにとっても、広い国土ですので、負担は少なくないと思われるんですが、法律上の協約締結義務といったものがどのように制定されているのか。それから、恐らく透明性確保のために、協約というのはある程度公開されているものだと思うんですが、どのような内容での協約の締結になっているのか。現時点で分かっていることがありましたら、教えていただければと思っております。

このような仕組みというのは、それなりに参考になるのではないかなと思ひまして、ほかにも国が指定しているという国は多数あるところなんですけれども、ラストリゾート義務というのが、前回もお話を聞いたときに、それ以外になかなか選択肢がなさそうなところだなと思って

おりますので、そうしますと、本格的にそれに近い制度を持っている諸外国の例というのを少し詳しく検討する意義が大きいのかなと思っております。

では、事務局にお願いしてよろしいでしょうか。

○柳迫事業政策課調査官 大谷先生、ありがとうございます。

フランスがイギリスと共通しているのは、公募で選定するときに不調の場合に、国がラストリゾート事業者を指定するところがございます。

ここでいうフランスの協約につきましては、オランジュはもともと指定されていて、一度指定の期間が切れたという事情がありまして、その次の指定までの間に、この協約に基づいて、その指定と同等の効果を得ているという状況でございます。事務局で把握しているのは、こういった状況でございます。

○大谷専門委員 ありがとうございます。

指定の効力延長のための協約という、少し補完的な役割の取決めだということで。そういったことも含めて、期間を決めて何らかの役割を求めるといったときに、それが持続可能なものにするための仕組みとして、どのような方策があるのか、少し詳しくまた御紹介いただく機会をつくっていただければと思います。

それから、このまま自治体様にもお聞きしてもよろしいでしょうか。

○山内主査 はい。

○大谷専門委員 1つは、ローカル5Gなどを活用されている自治体、特に長崎県では、効果的な使い方をされているということで御紹介いただきましたし、坂町町長のほうからもローカル5Gについての御要請をいただいているところなんです。北海道でもローカル5Gはかなり活用されているというふうに、例えば、馬の放牧地であるとか、スマート農業などでも利用されているというふうに耳にしたことはあるんですけども、稚内市の市内の圏域などでは、やはり不感地域なども多いので、ローカル5Gってなかなか現実的ではないといった事情があるのか、少しその背景とか、検討したことがあるようでしたら、教えていただければと思います。

○山内主査 稚内市、工藤市長、お願いいたします。

○稚内市(工藤市長) 今お話しのとおり、ローカル5Gに関して言うと、道内で先進的に取り組んでいるところ、例えば、農業なんかでも、先ほどお話しいただいた渡辺副大臣の地元なんかも非常に進んでいるという具合には伺っています。

ただ、残念ながら、我々のところは、まだまだそういう意味では立ち遅れているかなという印象は持っています。機運はそれなりに盛り上がりはしているんだろうと思っていますけど。

以上です。

○山内主査 よろしゅうございますか。

○大谷専門委員 はい。ありがとうございました。

○山内主査 それでは、次は、大橋委員、どうぞ御発言ください。

○大橋委員 ありがとうございます。

事務局からの御説明あったとおり、これまでユニバーサルサービスはNTTに提供責務が課せられてきたところがありますので、自治体様の御発表も、現状の延長線上で、NTTにユニバーサルサービスを担ってもらうことが安心だという御回答なのは、納得がいくものだと思います。

他方で、引き続きユニバーサルサービスの基本要件である不可欠性、地域の格差なき利用可能性ですか、アベイラビリティ、そして、アフォーダビリティと言っていますけれども、合理的な料金水準で提供されるべきという、この3要件を引き続き確保するために、ユニバーサルサービスを提供する事業者が国としてきちんと確保できる仕組みを確実にすることを前提にして、安価で良いサービスを提供できる事業者がNTT以外にるのであれば、そうした事業者がユニバーサルサービスを担ってもらうことが、地域住民にとってもよいのではないかとこのように思うんですけれども、各自治体様、どうお考えかなと思っています。

今後、様々な技術が出てきて、また、ソーシャルベンチャーとか、いろんな新しい取組も出てくるんだろうと思います。そうした事業者が公募を通じて名のり出て、国の関与の下にしっかりコスト補填がなされる中において、NTT以外のそうした事業者が地域の思いを持って活動できるのであれば、私は、そうした事業者がユニバーサルサービスを担ってもらうというのも一つの考え方ではないかなと思っているんですけれども、その辺り、どうお考えでしょうか。

○山内主査 それでは、御回答、御意見伺います。長崎県からお願いいたします。

○長崎県 長崎県でございます。

ユニバーサルサービスについては、基本、NTTというような考え方はあるんですけれども、やはり地元の事業者様でも、そういった思いがあるとか、やる気がある、あるいは、ちゃんと整備も行うことができるというような事業者さんも中にはいらっしゃるかと思いますので、そういう範囲を広げるというのは一定程度、考え方としてはあるかと思っていますけれども、やはりそこがまたさらに国民の負担になるとかいった話に当然なるかと思っていますので、そこは我々としては、NTTだけという言い方ではないんですけれども、広げられるものであればという思いはあるところでございます。

以上です。

○山内主査 それでは、稚内市、工藤市長、お願いいたします。

○稚内市(工藤市長) 正直、あまり想定はしておりませんでしたけれども、地域の事情をよく理解して、国の関与がしっかりとあるということが前提とすれば、十分これから検討していかなければいけないという具合に聞いておりました。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

全国町村会、お願いいたします。

○全国町村会 やっぱり、地域の実情をよく御存じの事業者さんに入っていただくのは、これはベストかと思えます。住民にとっても選択の幅が広がるという意味では、NTTさん以外の選択肢があればよいかと思えますが、ただし、料金の方がこれによって高くては非常に困るということで、そういった低廉な、先ほど先生もおっしゃった合理的な料金水準で提供できるということがやっぱり条件になろうかと思えますので、一概に地域の業者でないといけなということはないですけれども、やはりNTTでないと難しいのではないかと、現実的にはそう思っております。

以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。

高知県からお願いいたします。

○高知県 高知県でございます。

新しい事業者とか新しい技術というものは、それ自体は否定するものではなく、何かやる気があるのであれば、選択肢としてはあり得るかと思えます。ただ、新しい事業者といえますと、一般的には、十分な体力があるかどうかといったことも分かりませんし、退出してしまうといったリスクもあるように考えています。ラストリゾート事業者とプレゼンの中でも申しましたけれども、やはりそういった確固たるベースを持った方がラストリゾート事業者としていらっしゃって、一番最後の部分というのを砦として持っている、そういった存在が必要なのではないかなというふうに考えてございます。

○山内主査 ありがとうございます。

大橋委員、よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御発言御希望いらっしゃいますか。まだ少し時間がございますので、お願いしたいと思います。

関口委員、どうぞ。

○関口専門委員 関口でございます。いろいろ御説明ありがとうございました。

長崎県さんと、稚内市さんと、2つ質問したいと思います。

まず長崎県の方ですけれども、6ページ目の最後のパラグラフのところで、NTTと競合しているエリアについては、ユニバーサルサービス制度の適用を受けることができないと。これは制度の趣旨から言っても、一者提供にならないと指定区域も得られないという条件設定から、そのとおりだと思うんですけれども、このことが、競合他社にとって競争上、不利になる、ローカル事業者にとってのサービス維持が一層困難になるというふうな御指摘なんです。ブロードバンドユニバーサルサービス制度は、一者提供のところについて補助を出すということな

ので、競合しているところについての競争条件に影響を与えることはないだと理解していたんですが、そこについて、私の誤解があるようであれば正していただきたいと思います。これが1つです。

それから、稚内市さんの方では、公設民営の課題②というところで、公設民営によるサービス対応に時間がかかるという御指摘を頂戴しました。ここは、エンドユーザーから見ると、稚内市さんが見えてこないという点は確かに御指摘のとおりかもしれないと思うんですけども、ただ、その中でも、工事施工等、発注をできるだけ短縮するという工夫はないものかなということと、工事費用1,000万を超えるとすぐには施工できないということなんですが、ここは何か理由があつてのことなのかについて教えていただきたいと思います。何か議会の承認が必要だとか、そういった追加的な手続が必要なのであれば、御教授いただきたいと思います。

以上2点でございます。

○山内主査 それでは、長崎県からお願いいたします。

○長崎県 長崎県でございます。

これは五島市というところのお話になるんですけども、実際にユニバーサルサービス制度が適用になるかどうかということも、総務省の方にもお尋ねしているようなところがありますけれども、実際に本当に適用されるのかされないのかというのが、まだちょっとはっきりしていないところもございますので、御指摘がありましたようなところで、競合というよりは、実際ケーブルテレビ事業者さんが事業を展開している中に、NTTの事業者さんがもともとあつたというところがございまして、そういったところが本当に適用されるのかされないのかというところを、今後、総務省の皆様にもお尋ねしながら確認をしていきたいと思つているところです。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

それでは、稚内市、工藤市長、お願いいたします。

○稚内市(工藤市長) 1点目の御質問につきましては、やはりまちが小さいということもあつて、事業者が限られているということが一番大きい理由になるんだろうと思つます。

それから、2点目のお金の話であります。正直、経常的な維持管理費みたいなものを常に持っているわけではありませんので、ある程度の金額が大きくなりますと、当然、議会の手続を経なければいけないということがありまして、なかなか思うように進められないんだということが現実の課題だという具合に思つています。

以上です。

○山内主査 よろしゅうございますかね。

○関口専門委員 ありがとうございます。

長崎県さんの御説明を今いただいたところによると、五島市の場合には、NTTさんがもとも

と存在していらっしゃるところに、ケーブルテレビ事業者さんが後から参入されていて、競合状態にあると。これが該当するかどうかがよく分からないという説明と理解したんですが、そうすると、先ほど柳迫調査官から説明がありました資料4-6の5ページ目に支援区域とありますように、一般支援区域については、要件②のところにあります。ブロードバンドユニバーサルサービスを提供する回線設置事業者が一者以下というところに引っかかってくると私は思うんですが、いかがでしょうか。

○山内主査 これ、いかがですか。事務局の方で確認しますか。

○柳迫事業政策課調査官 五島市の例ということで、まずは町字単位の支援区域において、ブロードバンドのユニバーサルサービスを提供する回線設置事業者が一者以下であることが支援を受けるために必要です。ここでいう一者とは、資料4-6の5ページの※6で、区域内の回線設置事業者の世帯カバー率が50%超で、サービスの継続提供期間が1年超の事業者のことを言います。そのため、そういった事業者が二者以上いると今の法令上の仕組みとしては、支援を受けることができないということになります。これは実際に個別に町字単位で当てはめをしていく必要があると思っています。

以上でございます。

○山内主査 よろしいですか。

○関口専門委員 どうもありがとうございます。

今の調査官からのお話を敷衍しますと、長崎市全体の中で見て、事業が全て競合している場合だとアウトになるけれども、町字単位、そこに落とし込んでの判定が、モデルの中で適用可能かどうかの判定が行われるので、この23万の町字単位の中の長崎市の町字について、一者以下の提供の部分が出てくると、そこは可能性が出てくるというふうに理解してよろしいということですね。

○柳迫事業政策課調査官 支援を受けるためには、一者以下の提供地域であり、かつ、一般支援区域か特別支援区域に該当することが要件になります。

○関口専門委員 ありがとうございます。私はよく理解できました。

○山内主査 それでは、ほかに御質問、御意見等ございますか。

それでは、山本委員、どうぞ。

○山本専門委員 細かいことですが、先ほど大谷委員が言われた資料4-6のフランスの例ですけれども、フランスは、私が承知している限り、公共サービスを民間の事業者が提供することを国が担保するときに、契約の手法が伝統的によく使われますので、あるいは、そういう背景があるかもしれないです。

以上です。

○山内主査 この点、また確認を。

○柳迫事業政策課調査官 山本先生、ありがとうございます。

私が申した協約というのが、指定が切れた間の協約のことを指して、ここで必要な協約と資料上書いていましたので、そのような回答をさせていただきました。先生御指摘の点も踏まえて、確認したいと思います。ありがとうございます。

○山内主査 ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。

リモート参加の方、いかがですか。まだ少し時間がございますが、よろしゅうございますかね。

そうすると、後半の議題ですね。外資等規制について、これについて、皆さんでまたちょっと議論したいと思います。何かありましたら、また後ほど、今の件についても御発言いただければと思うんですが。外資等規制について、事務局から御説明ありましたが、これについて御質問、あるいは御意見ございましたら、御発言願いたいと思います。いかがでございましょう。

それでは、渡井委員、どうぞ。

○渡井専門委員 渡井でございます。ありがとうございました。

外資規制について、一言だけコメントを申し上げたいと思います。

外資規制のうち、NTT法のように、一定の比率を設けて客観的にする規制は、一般的には、安全保障の見地から、公共性の強い領域について外国企業の参入に一定の歯止めをかけるものであって、外為法のように審査制度を置くものとはやはり規制の趣旨が異なるように思います。

そこで、NTT法の外資規制を見直すということであれば、改めてNTT法の規制の保護法益を確認して、それを外為法や、場合によっては電気通信事業法も含めて、別の枠組みで確保することができるかということについて、今日も御紹介がありました各国の状況や国際情勢を勘案しながら、幅広く検討していくことが必要ではないかと思っております。

以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。

御意見ということで、事務局、よろしいですね。

続いて、林委員が御発言御希望です。どうぞ御発言ください。

○林専門委員 ありがとうございます。

外資規制の御説明ありがとうございました。

まずコメントをした上で質問したいのですけれども、先ほどの渡井先生の問題意識ともかぶるのですけれども、初回のプレゼンでも、私もこの論点に触れたのですけれども、私は、この出資規制は現状、制度として評価しつつも、その一方で、外国人役員規制は制度緩和して

もよいのではないかと考えています。

現状では、外国人は一人もNTTや東西会社の取締役や監査役になることはできませんけれども、一人もなれないというのではなくて、例えば、代表取締役には外国国籍の者はなれないとか、あるいは過半数を超えない範囲で外国人役員を認めるとか、もしくは、3分の1を超えない範囲でこれを認めるということにしてもよいのではないかと考えています。と申しますのは、昨今問題になった東芝の非上場化の例でも、その際、外資のアクティビストが外国人役員を送り込む株主提案をして、総会や執行部が紛糾するという事例がございましたけれども、東芝の例がまさにそうであるように、外資のファンドが3割近い議決権を持ったことを背景に、それをテコにして外国人役員を送り込もうと圧力をかける構図ですので、出資規制をしっかり維持・強化しておけば、役員規制を緩和しても、その弊害は避けられるのではないかと考えています。ですので、ここでも規律の維持・強化の部分と緩和の部分というのを一体として議論すべきだと思います。

その上で質問ですけれども、資料1ページの上の3つ目のポツで、NTT持株の外資率というのは、最近5年間で20%台で推移しているということですが、国として、こういった外資比率の中で、アクティビストであるとか、物言う株主であるとか、こういった性格の外資の大株主がNTTの株を握っているのかということは把握しておられるのでしょうか。ファクトの確認をさせていただけますと幸いです。

以上です。

○山内主査 事務局、いかがでしょうか。

お答えに時間がかかるのであれば、後ほどでも結構ですが。

○柳迫事業政策課調査官 ファクトは、後ほど回答したいと思います。

○山内主査 ありがとうございます。

ということで、よろしゅうございますか、林委員。

○林専門委員 承知しました。よろしく申し上げます。

○山内主査 ほかにいかがでございましょう。

どうぞ、大谷委員。

○大谷専門委員 ありがとうございます。大谷です。

今、林先生がおっしゃったように、外資等規制などの出資規制だけではなく、外国人役員規制については、私自身も見直しの余地があるのではないかなと考えております。

1年半ぐらい前に電波法などの外資等規制について見直しを行った際に、NTT法については、外国人役員規制についても、法人の経営に直接影響を及ぼす度合いを制限するものとして、今の規制には一定の合理性があって、特に問題もないのでということで、特にそこでは議論の対象とはしないでございましたけれども、やはりグローバル化、国際戦略を考えていく

上で、外国人役員の意見なども取り入れながら経営を行っていききたいというニーズがあるのであれば、これについては改めて確認をしていくことが必要なと思っております。

その点につきまして、基幹放送の事業者などについては、今、外国人が特定役員であるものとか、あるいは、議決権の5の1以上を外国人が占めないようにというようなことを認定の要件としているということです。なので、基幹放送事業者というのは、言論報道機関としての社会的影響力が特に強いものとして認められているものでありますけれども、一般的な出資規制や外国人役員規制よりも、基準は厳格化されているものの、業務執行役員などの特定役員でなければ、一定の場合には外国人役員を許容し得るという考え方が示されてもいますので、そういった考え方も参考にしながら、NTT側にあるニーズというのも確認しつつ、また、その会社経営における影響といったものがどのように考えられるのか、少し詳しく検討を進めていく必要があるのではないかと考えております。

以上、意見でございます。

○山内主査 ありがとうございます。

事務局、意見ということによろしいですか。

○柳迫事業政策課調査官 はい。

○山内主査 先ほどの件は。

○柳迫事業政策課調査官 林先生から御質問のファクトの件ですが、NTT持株の株主構成としまして、財務大臣の次に株を持っている者が、現在、日本マスタートラスト信託銀行株式会社でございます、11%程度の株式を保有しています。ただし、この会社が、いわゆるカस्टディアンということで、その先にアクティビストがいるかどうかはわかりません。

以上でございます。

○山内主査 何かありましたら、またこれは調べていただいて。

○柳迫事業政策課調査官 はい。

○山内主査 それでは、大橋委員、どうぞ。

○大橋委員 ありがとうございます。

あくまでコメントですが、この外資規制に関しては、何を保護したいのかということをやっと明確にして議論することも必要なのかなと思っております。例えば、電柱なり管路なりという設備が特殊な資産だということで、それを保有している会社がゆえということでの外資規制とはいえ、例えば、その資産の提供方法に関して、緊急時に国が決議することで提供方法を制限できるという形を、仮にそうした規制を入れられるのであれば、特段、出資規制や外国人役員規制に頼る必要があるのかどうかと。頼らなくても保護すべき法益が守れるかもしれないということかもしれないと思っております。

あるいは、場合によると現行の出資規制で実は守れていない法益があるのかもしれないと

ということもあるのではないかと思います。

そうした意味で、保護すべき法益を、いくつか各国事例なんかもシナリオに加えながら、具体的に検討してみるということも、せっかくの機会ですので、重要なのかなというふうに思います。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

事務局、よろしいですか。実は同じ問題意識を持っておりましたので、事務局にまたちょっと調べていただければと思います。

ほかに御発言いらっしゃいますか。

山本委員、どうぞ。

○山本専門委員 ありがとうございます。

先ほど大谷委員からお話でしたが、私も大谷委員と御一緒させていただいて、放送事業の外資等規制に関しまして、以前検討させていただいたことがあります。

そのときに、特に外為法との関係につきましてかなり検討した記憶がございます。外為法で全て業法の規制を代替できるかという点ですが、まず、見ているところが、業法ですと、組織全体においてどれだけ外資が入っているかというところであるのに対し、外為法は、投資家それぞれに規制をかけるところが違います。それから、業法ですと、割合で数値として定量的に規制をかける手法になっていますので、その辺も異なっていて、なかなか代替することは難しいという議論をした記憶がございます。そういったことも、御参考になるかと思います。

役員に関しましては、先ほどお話がありましたように、NTT法の規制が、並べてみると一番厳しくなっています。全面的に駄目となっているので、そこは見直す余地があると思います。

先ほどもお話がありましたけれども、放送事業のときも、具体的に実際にどういうニーズがあるか、あるいは、あり得るかを伺って、そういうニーズがあって、緩和できるところについては緩和するという方向で議論した記憶があります。今回も、実際のニーズについて、現実には規制がかかっているの、今、具体的なニーズがあるかという難しいのですけれども、今後の見通しも含めて、丁寧に聞いていくことが必要かと思います。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

これも御意見ということで、よろしゅうございますかね。

ほかに、御発言御希望いらっしゃいますか。特によろしゅうございますか。

それでは、様々な御意見を伺いまして、特に後半の外資等規制については、御意見をたくさんいただきましたので、事務局のほうで御検討いただくということをお願いしたいと思います。

また、ちょっと調べなければならないこともありますので、その辺もお願いしたいと思います。

本格的な議論は、また別の機会にということでよろしいかと思えます。

## (5)その他

○山内主査 それでは、議論はこの辺で終了させていただきまして、次は、今後のスケジュールですね。これを事務局から御説明いただきたいと思えます。

○柳迫事業政策課調査官 本日も活発な御議論をしていただき、ありがとうございました。

次回、第5回の委員会につきましては、10月4日に予定しております。中身につきましては、改めて連絡させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

○山内主査 ありがとうございました。

それでは、ここでプレスの方に再度入室していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

(プレス入室)

○山内主査 御準備よろしければ、最後に渡辺副大臣より御挨拶をいただきたいと思えます。

ヒアリング対象の方々は、再度カメラをオンにさせていただきようお願い申し上げます。

それでは、渡辺副大臣、よろしく願いいたします。

○渡辺総務副大臣 閉会に当たりまして、一言御挨拶というか、お礼を申し上げたいと思えます。

本当に今日も内容の濃い議論、また、適正なアドバイス、御意見等々をいただいたことに大変感謝申し上げます。皆さんの意見をしっかり尊重させていただきまして、総務省も一生懸命頑張るつもりでございますので、予定を聞きますと、来週も会議があるということで、本当にもう頭の下がる思いというか、本当に申し訳ありません。よろしく願い申し上げます。

さて、ブロードバンドの整備につきましては、今日もヒアリングの中で、スマート農業を例に挙げ若干話があったかと思えますけれども、正直言いまして、どの分野にもこれは必要不可欠な整備かと思っていますし、今後は、それぞれの地域や民間の企業の方々も含めて、お互い、先ほども話がありましたように、責任分担をしながら、もちろん国もやりますけれども、そうした中で、その地域に合ったサービスの在り方、手法等々、大変面白い知恵や工夫が私は出るのではないかと考えております。どうか末永く御示唆いただけるような、そんな御協力も最後をお願い申し上げたいと思えます。

それでは、先生方皆さん、また、リモートで参加してくださった方も、お風邪を召さないように、お体に注意して頑張ってくださいことをお願い申し上げます。一言お礼の挨拶に代えます。

本当にありがとうございました。

○山内主査 渡辺副大臣、どうもありがとうございました。

## 閉 会

○山内主査 それでは、以上をもちまして、通信政策特別委員会第4回の会合を閉会とさせていただきます。皆さん、どうも御協力ありがとうございました。